

平成 29 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告  
(平成 30 年 4 月 13 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)  
に基づいて浜田市長等が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

## 財政援助団体等の監査の結果に基づく改善等の措置について

### 第6 団体の概要及び監査の結果等

#### 1 一般社団法人 奥島根弥栄

#### (2) 監査の結果

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>ア 決算書類について</p> <p>決算報告書を確認したところ、売上高に補助金が含まれて一括計上されており、営業売上金額と補助金額を別々に確認することができない様式となっている。また、団体の決算期を9月としており、市の会計年度とは異なるため、補助金の効果検証を行うための、決算における事業売上の推移を把握することが容易にできない。補助金を除く事業売上が分からない様式では、経営計画、目標等を策定することが難しいと考える。決算書類の様式については、団体及び市の双方が確認しやすい様式となるよう見直しの検討をされたい。</p>	<p>団体) 決算書類の様式については、第3期(平成30年9月30日まで)の決算より、石中央商工会及び税理士と相談し、団体及び市の双方が確認しやすい様式となるよう改善する。</p> <p>市) 団体及び市の双方が確認しやすい様式になるよう指導する。</p>
<p>イ 内部監査体制について</p> <p>従業員が少ないため、お互いの業務実施状況をチェックする内部監査体制が整備できない状況となっている。団体の運営には市が関わり、また、多額の補助金を交付している状況から、内部監査の体制づくりは市も協力し、適切な事業執行が行われるよう取り組む必要がある。</p>	<p>団体) 体制づくりについては、法人内部監査を定期的に行い、適切な事業執行を目指す。</p> <p>市) 適正な事業執行が行われるよう、協力する。</p>
<p>ウ 出納事務規程の整備について</p> <p>団体においては、事務処理規程、出張旅費規程を整備し組織の適切な運営を図っているが、具体的な経理事務に関する規程について整備されていない。会計業務を正確かつ迅速に処理するため、出納事務規程を整備し、適切な事務執行に努められたい。</p> <p>なお、業務委託、物品購入等の発注先の選定においては、入札を行い、経済的な相手方の選定に努めているが、1者に限定して発注している場合も多くあり、その場合は、選定の</p>	<p>団体) 出納事務規程を整備した。</p> <p>団体) 基本的には入札を行い、経済的な相手方の選定に努める。</p> <p>なお、1者に限定して発注する場合は、選定理由について明確にする。</p>

<p>理由を明確にする必要がある。</p>	<p>市) 業務委託、物品購入等の発注先の選定については、市の契約規則等に準じて行うよう指導する。</p>
<p>エ 支払処理について</p> <p>業務委託料、物品購入費等の支払いについて、請求書を受理後の支払い時期が遅い支出伝票が見受けられた。支払いは、請求内容を確認後、契約等に基づき速やかに支払いするよう改善されたい。なお、財源不足の状況が支払遅延の原因としてあれば、補助金の交付時期について所管課と協議し、計画的に、円滑な事業運営が行われるよう調整されたい。</p>	<p>団体) 補助事業の委託料、物品購入費の支払遅滞が生じないよう計画的に円滑な事業運営に努める。</p> <p>市) 補助金の交付時期については、財源不足の状況が発生しないよう団体と協議し、必要に応じ適切な事務処理のもと、交付する。</p>
<p>オ 補助金交付に係る指導監督について</p> <p>補助金交付申請書、実績報告書等の書類を確認したところ、団体名の記載不足、金額の誤り等が見受けられた。市が書類を受付する際には、記載内容に漏れや誤りがないか十分確認を行い、適切な事務処理が行われるよう指導されたい。支出内容については、実績報告書の受付の際に団体と詳細な確認作業が行われていた。今後も事業の進捗状況、経営状況の指導監督を十分行うとともに、団体の運営に当たり市の関与が多大なことから、補助金の交付終了後においても、経営状況、補助金交付の公益上の趣旨が十分継続して経営されるよう指導助言を行われたい。</p>	<p>市) 書類を受理する際には、記載内容の漏れや誤りがないか、また適切な事務処理が行われているか確認を徹底する。</p>